

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月24日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 西 戸 亜希子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月 7日から 令和 7年11月17日まで
開札期日	日 時 令和 7年11月20日 午前10時00分 場 所 札幌地方裁判所別館4階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年11月26日 午前 9時20分 場 所 札幌地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 7年11月25日から 令和 7年11月28日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月24日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	6,620,000 5,296,000	一括	1,324,000	69,600	0
1	1,170,000				
2	560,000				
3	4,890,000				
					</



物 件 目 録

1 所 在 幌泉郡えりも町字大和
地 番 237番5
地 目 宅地
地 積 388.74平方メートル

所有者 A

2 所 在 幌泉郡えりも町字大和
地 番 237番12
地 目 原野
地 積 2013平方メートル

所有者 A

3 所 在 幌泉郡えりも町字大和 237番地5
家屋 番号 237番5
種 類 店舗・事務所
構 造 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 71.66平方メートル

所有者 株式会社光水産資材

注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 7年 9月24日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 西 戸 亜希子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

株式会社光水産資材が占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

【物件番号3】

本件所有者株式会社光水産資材が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

- 1 所 在 幌泉郡えりも町字大和
地 番 237番5
地 目 宅地
地 積 388.74平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 幌泉郡えりも町字大和
地 番 237番12
地 目 原野
地 積 2013平方メートル

所有者 A

- 3 所 在 幌泉郡えりも町字大和 237番地5
家屋 番号 237番5
種 類 店舗・事務所
構 造 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 71.66平方メートル

所有者 株式会社光水産資材



令和7年(ヌ)第30004号
令和7年 4月25日受理
令和7年 6月11日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官

菅 原

誠

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 幌泉郡えりも町字大和
地 番 237番5
地 目 宅地
地 積 388.74平方メートル

所有者 A

2 所 在 幌泉郡えりも町字大和
地 番 237番12
地 目 原野
地 積 2013平方メートル

所有者 A

3 所 在 幌泉郡えりも町字大和 237番地5
家屋 番号 237番5
種 類 店舗・事務所
構 造 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 71.66平方メートル

所有者 株式会社光水産資材



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1, 2		
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☒ 原野(物件 2)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している(物件 1)。 上記の者が本土地を資材置き場として占有している(物件 2) ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件 3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を店舗・事務所として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

占有者及び占有権原（物件1，2関係）			
占有範囲		■全部 □一部（ ）	
占有者		□債務者 ■株式会社光水産資材	
占有状況		■敷地（物件1） □駐車場 ■資材置場（物件2） □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □	
■関係人（■A（占有者代表者兼土地所有者）□（ ））の陳述／□提示文書（ ）の要旨			
占有権原		■賃借権 □使用借権 □	
占有開始時期		平成31年 3月10日	
最初の	契約日	平成31年 3月10日	
契約等	期間	平成31年 3月10日から □令和 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
更新の種類別		□合意更新 □自動更新 □法定更新	
現在の	期間	令和 年 月 日から □令和 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
契約等	貸主	■所有者 □その他の者（ ）	
当事者	借主	■占有者 □その他の者（ ）	
賃料・支払時期等		毎月 金20万円（毎月末日限り 翌月分支払） □前払（ ）分 円） □相殺（ ）分 円）	
敷金・保証金		■ない □ある（□敷金 円 □保証金 円）	
特約等		□譲渡・転貸を認める □	
その他		「関係人の陳述等」のとおり	
執行官の意見 □上記のとおり ■下記のとおり □「執行官の意見」のとおり			
土地所有者及び建物所有者代表者は、上記のとおり、土地の賃貸借契約が存在すると述べており、令和7年6月5日までに契約書及び地代を支払ったことを証するものを提出するとしていたが、同日までに提出がない。また、地代が月20万円という高額であり、貸主と借主代表者が同一人であることを考慮すれば、占有権原は、使用借権であると認めるのが相当と思われる。			

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
（ 3 枚目）

そ の 他 の 事 項

■ 土地関係

- 1 法務局備付け図面等を基に概測した結果、ほぼ登記どおりと推測されるが、境界標は、北側及び東側の2か所しか確認できず、正確な位置及び面積の把握には専門家の測量を要する。
なお、土地所有者によると、境界標は、6か所全てに入っているとのことである。
- 2 目的土地は、北西側にコンクリート製土留（高さ約1.5メートル）があり、北側部分から西側部分にかけて、なだらかな下り勾配になっている。また、南西部分は、高さ約2.0メートルの法地により、低位になっているほかは、概ね平坦である。
- 3 目的土地は、北東側道路及び他の隣地とは概ね等高に接面している。
- 4 物件1には、建物所有者所有のコンテナA（約28.8平方メートル）を置き、物置として使用している。
- 5 物件2の北東側には、建物所有者所有のコンテナB（約28.8平方メートル）、同C（28.8平方メートル）及び同D（約12.78平方メートル）を置き、物置として使用している。また、建物所有者所有の魚類乾燥ボックス（約3.0平方メートル）を置いている。
- 6 物件2の南西側は資材置き場として使用しているほか、一部を令和7年6月末まで港湾工事業者にプレハブ事務所置き場及び駐車場として無償で使わせている。

■ 建物関係

- 1 建物内には、若干の摩滅及び汚損がある。
- 2 ウッドデッキ（約21.6平方メートル）がある。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
（ 4 枚目）

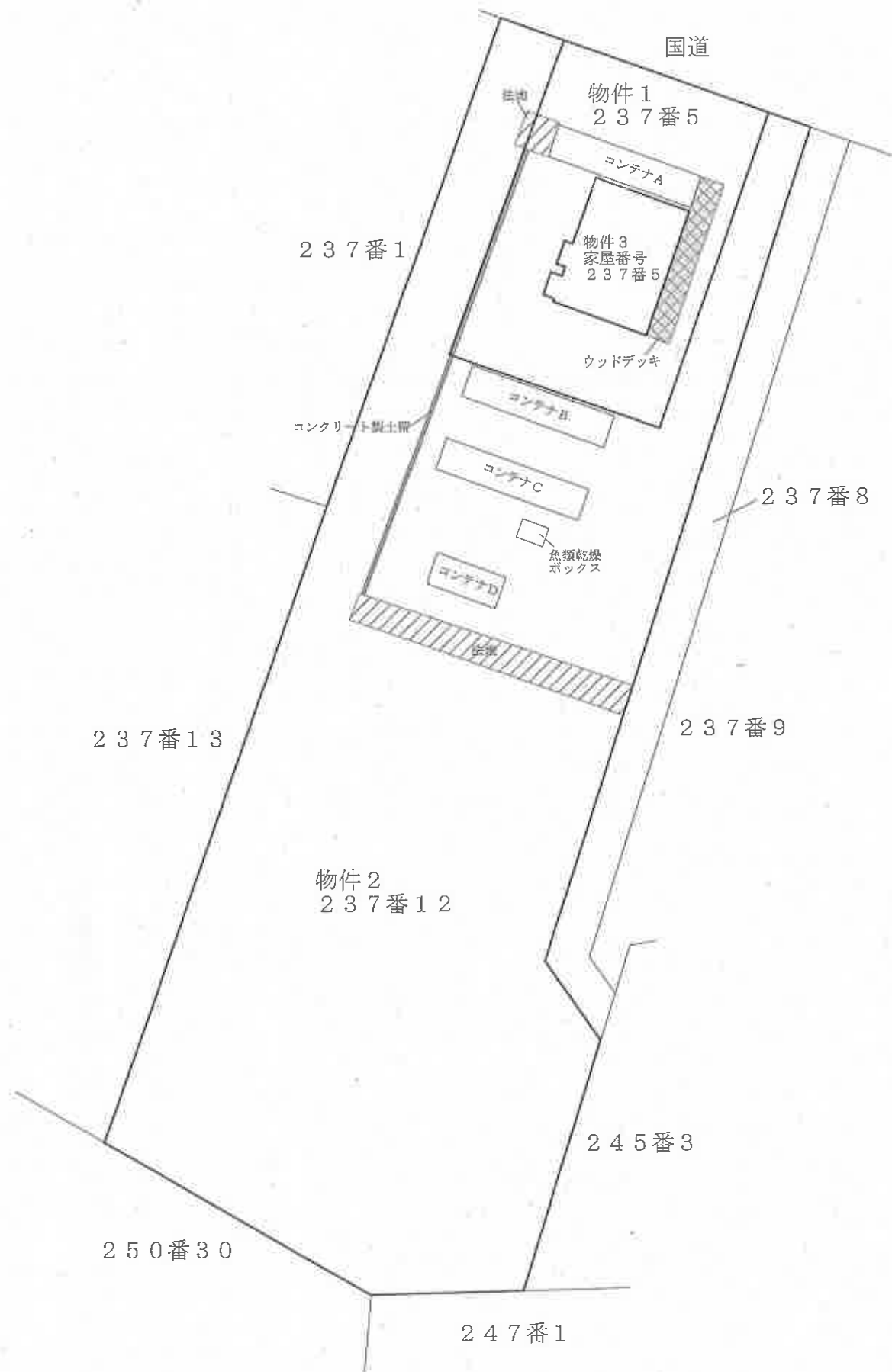
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (土地所有者兼建物所有者代表者)	令和7年5月22日聴取 目的土地は、目的建物敷地及び資材置き場として、全部を目的建物新築時から建物所有者に賃貸していることに間違いありません。契約に当たっては、賃貸借契約書を作成していますし、毎月の地代もきちんと支払っています。賃貸借契約書等は、後日提出します。 令和7年5月30日聴取 賃貸借契約書及び地代の支払いの事実を証する書面等は、令和7年6月6日までに提出します（令和7年6月6日までに契約書等の提出はなかった。）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7 年 4 月 2 5 日 (金) 13 : 00 — 13 : 05	(インターネット)	登記情報提供システム (目的土地上の既登記建物調査)
7 年 5 月 7 日 (水) 9 : 50 — 10 : 00	幌泉郡えりも町役場 (えりも町本町 2 0 6)	間取図申請
7 年 5 月 7 日 (水) 10 : 15 — 10 : 40	物件所在地	占有調査, 土地所有者兼建物所有者代表者 A から聴取, 外部調査, 写真撮影
7 年 5 月 7 日 (水) 18 : 35 — 18 : 40	(電話)	A から聴取
7 年 5 月 9 日 (金) 11 : 00 — 11 : 10	(電話)	A から聴取
7 年 5 月 2 2 日 (木) 13 : 50 — 15 : 00	物件所在地	立入調査, A に面談, 外部調査, 写真撮影, 評価人同行
7 年 5 月 3 0 日 (金) 9 : 15 — 9 : 25	(電話)	A から聴取
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(6 枚目)

土地建物位置関係図



間取図



目的建物, ウッドデッキ及びコンテナA～C(北東部分)



事務所部分



店舗部分



魚類乾燥ボックス及びコンテナD



物件1及び同2の北側から西側部分



物件2の南西部分



令和7年 (ヌ) 第30004号
令和7年 5月22日現地調査
令和7年 6月11日評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
齋 藤 武 也

第1 評価額

一 括 価 格	
金 6, 6 2 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1, 1 7 0, 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金 5 6 0, 0 0 0 円
物件 3 (建物)	金 4, 8 9 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積 所有者	幌泉郡えりも町字大和 237番5 宅地 388.74㎡ A	同左
2	所在地 地目 地積 所有者	幌泉郡えりも町字大和 237番12 原野 2013㎡ A	同左
3	所 家屋 種 構 床 面 積 所 有 者	在 番 号 類 造 造 面 積 者 幌泉郡えりも町字大和 237番地5 237番5 店舗・事務所 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 71.66㎡ 株式会社光水産資材	同左
番号	特記事項		
1～3	ない		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位 置 ・ 交 通	J R 日高本線「様似」駅の南東方・道路距離約 2 1 . 4 k m 最寄バス停「汐見団地前」の北西方・道路距離約 2 0 0 m	
付 近 の 状 況	えりも町西部の大和地区の海岸沿いで、国道沿いに漁家住宅や店舗等が散在する地域である。地域内には現在のところ格別の変動要因はなく、ここ暫く現状を維持するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 — — — なし 景観計画区域
画 地 条 件	目的土地は、間口約 2 4 m、奥行約 9 0 m、規模 2 4 0 1 . 7 4 m ² の画地である。（附属資料「地積測量図写」参照） 対象土地内の地勢は、北側部分から西側部分にかけて、なだらかな下り勾配になっている。また、南西側部分は、高さ約 2 . 0 m の法地により、低位になっているほかは、概ね平坦である。	
接面道路の状況	北東側が幅員約 1 2 . 5 m の舗装国道（建築基準法第 4 2 条 1 項 1 号）に、等高に接面する。	
土地の利用状況等	物件 1 は、宅地で物件 3 の建物の敷地として、使用されている。物件 2 は、原野で資材置場として、使用されている。隣地は戸建住宅地、空地である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 なし（汲み取り方式）	
特 記 事 項	- 境界標については、国道側間口 2 カ所しか確認できなかったが、公図写、航空写真等の確認資料と現況を計測した結果を照合して概ね一致を確認した。ただし、正確な地積、形状、位置関係を把握するには専門家の測量を要する。なお、土地所有者によると、境界標は、6 カ所全であるとのことである。 - 土壌汚染については、土地閉鎖登記簿等による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。なお、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 - 目的土地の北西側に高さ約 1 . 5 m のコンクリート製土留がある。（土地建物位置関係図参照） - 物件 2 の南西側は資材置場として使用しているほか、一部を令和 7 年 6 月末まで港湾工事業者にプレハブ事務所置場及び駐車場として無償で使わせている。 - 物件 1 は宅地として利用されており、建物所有者所有のコンテナ A（約 2 8 . 8 m²）があり、物置として使用している。	

次葉に続く

次葉から続く

特 記 事 項	・ 物件 2 は資材置場として利用されており、北東側には建物所有者所有のコンテナ B（約 28.8 m ² ）、同 C（約 28.8 m ² ）及び同 D（約 12.78 m ² ）があり、物置として使用している。また、建物所有者所有の魚類乾燥ボックス（約 3.0 m ² ）がある。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件 3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成 31 年 3 月 10 日新築 経 過 年 数：約 6 年 経済的残存耐用年数：約 29 年
仕 様	構 造：軽量鉄骨造 屋 根：合金メッキ鋼板ぶき 外 壁：カラー鉄板等 内 壁：化粧合板等 天 井：化粧合板等 床：耐水合板等 設 備：電気、給排水等
床面積（現況）	延 71.66 m ²
現況用途等	階 層：平家建 現況用途：店舗・事務所 間 取 り：店舗・事務所（附属資料「間取図」参照）
品 等	普通
保守管理の状態	保守管理の状態は普通。
建物の利用状況	執行官の現況調査報告書参照。
特 記 事 項	・ 本件建物は、建築確認申請はなされており、工事完了検査済証の交付も受けている。 ・ 本件建物は、築年が浅く経年相応の摩滅、汚損がある程度で特段の傷みはない。 ・ ウッドデッキ（約 21.6 m ² ）があるが、現況から価値がないと判断した。（土地建物位置関係図参照）

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1、2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	6,000	1.00	388.74	1.00	2,332,000
2	500	1.00	2013	1.00	1,007,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地あるいは基準地等との規準あるいは比準価格〔類似地域所在の取引事例価格〕等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：ない。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：ない。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
3	180,000	71.66	0.66	8,513,000

ウ 現価率：建物の経過年数・経済的残存耐用年数及び建物の現況等を勘案のうえ、建物の現価率を査定した。

$$\text{耐用年数に基づく定額法} \quad \{29\text{年} / (6\text{年} + 29\text{年})\} \quad \times \quad \text{観察減価率} \quad (1 - 0.2) \quad = \quad \text{現価率} \quad 0.66$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） ア×イ＝ウ
1	2,332,000	0.10	使用借権	233,000
2	1,007,000	—		—
計				233,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ
1	2,332,000	－233,000		0.8	0.70	—	1,170,000
2	1,007,000	—		0.8	0.70	—	560,000
3	8,513,000	＋233,000	1.00	0.8	0.70	—	4,890,000
一括価格 (合計)							6,620,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：えりも町郊外部の不動産需要動向を考慮して査定した。。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価（敷金等）：特にない。

第6 参考価格資料

地価調査価格（えりも5-1）

所 在：幌泉郡えりも町字本町201番1

価 格：12,700円/㎡

位 置：バス停「えりも本町」の南方道路距離約90mに位置する。

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：300㎡

供給処理施設：水道・下水

接 面 街 路：西側17m国道に接面

用 途 指 定 等：都市計画区域外

地 域 の 概 要：小売店舗、飲食店等が建ち並ぶ国道沿いの商業地域

固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 1,504,812円

物件2 4,529円

物件3 3,925,275円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

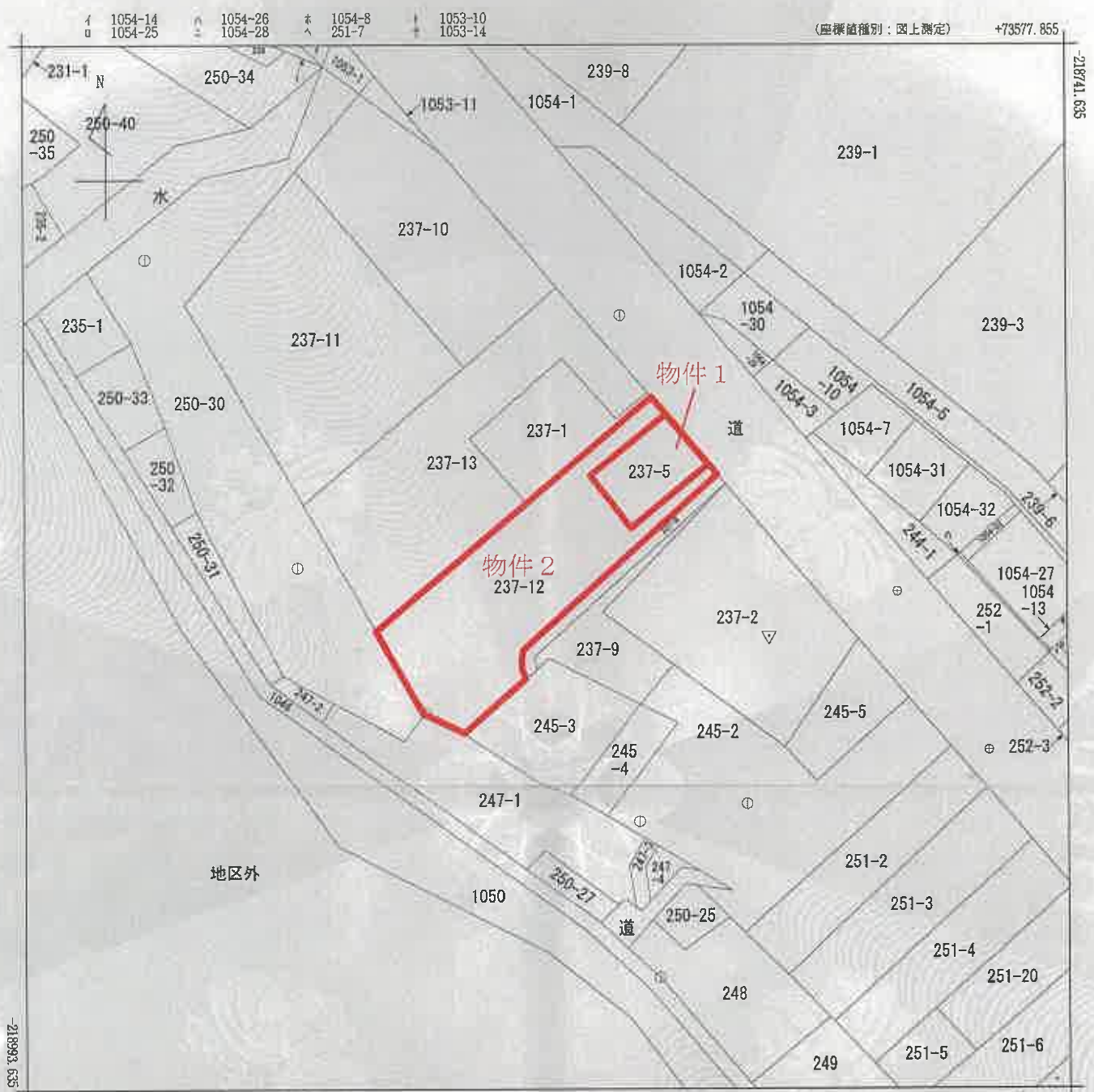
- 1 受命物件の所在位置略図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 各階平面図写・建物図面写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取図
- 7 仮名一覧表

以 上



えりも町国土地理院図

所在位置略図



+73327.855 (座標値種別：図上測定)
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(10kachi2003.par)による修正がされています。

地番区域見出し
字大和

請 部	求 分	所 在				地 番		237番12			
出 縮	力 尺	1/1000	精 度 分 区	乙一	座 標 系 番 号 又 は 記 号	X II	分 類	地図(法第 1 4 条第 1 項)		種 類	地籍図
作 年 月 日	昭和49年2月				備 付 年 月 日 (原図)	昭和61年10月31日			補 事 記 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局日高支局管轄)
令和6年12月10日
札幌法務局白石出張所
登記官

請求番号：6-1
(1/1)

公図写

本図面は、A3版をA4版に縮小したものである。

登記年月日：平成30年11月15日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局日高支庁管轄)

令和7年3月31日

札幌法務局

登記官

本図面は、A3版をA4版に縮小したものである。

地積測量図写

地積測量図

地番	237-5, 237-12
土地の所在	札幌市東区北条町

地図番号	L4-15	境界線の種類及び基点の記号又は点名	コンクリート板	プラスチック板	木杭
既設				S4, S5, S9, S39	
新設					K1~K4, S10~S12
与点の種類	① 公共基点	② 図根点	③ 登記基点	④ 登記基点	⑤

使用基準点成果表

測点名	X	座標	Y	座標
WFM	-218111.692		72463.157	
M4-3-2	-218581.214		73915.804	

世界測地系(測地成果2011)

座標成果表

地番	(1) 237-5	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
K4	-218843.467	73492.002	204631.303688	16.000	
K3	-218831.298	73481.614	-251968.454406	24.238	
K2	-218846.896	73463.082	-2045505.498328	16.000	
K1	-218859.142	73473.369	251940.148011	24.357	
		併面積	777.498985		
		面積	388.7494825		
		距離	388.74	m	

地番	(2) 237-12	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
K4	-218843.467	73492.002	-978325.530624	24.357	
K1	-218859.142	73473.369	-251940.148011	16.000	
K2	-218846.896	73463.082	2045505.498328	24.238	
K3	-218831.298	73481.614	1425616.793214	6.001	
S5	-218827.495	73478.367	-3829325.092005	98.888	
S4	-218853.413	73411.803	-5543770.246308	22.794	
S9	-218903.011	73423.502	-1816497.439480	10.930	
S39	-218908.153	73433.033	559559.711480	19.068	
S12	-218895.391	73447.201	1443898.524459	6.920	
S11	-218888.494	73446.640	3940088.925040	63.757	
S10	-218846.830	73494.019	3309215.193513	3.107	
		併面積	4029.185386		
		面積	2013.0926930		
		距離	2013.09	m	

総計 2401.8421755

座標系 12系 (平成30年11月12日測量)

官公署証明番号	平成 年 月 日	申請人	縮尺 1/1000
作成者			

登記年月日：平成31年3月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局日本文書管理課)

令和6年12月10日

札幌法務局白石出張所

登記官

本図面は、A3版をA4版に縮小したものである。

各階平面図写

建物図面写

各階平面図

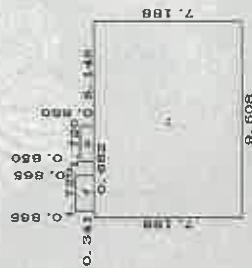
家屋番号

237番5

建物の所在

札幌市東区南一条五丁目23番地5

建物図面



積算
7.20×0.865=1.487800
1.720×0.650=1.118000
9.608×7.188=69.052304
計=71.668104
床面積71.66㎡

道
国道336号線

237-5

物件3

物件1

237-12

物件2

作成者

縮尺

1/250

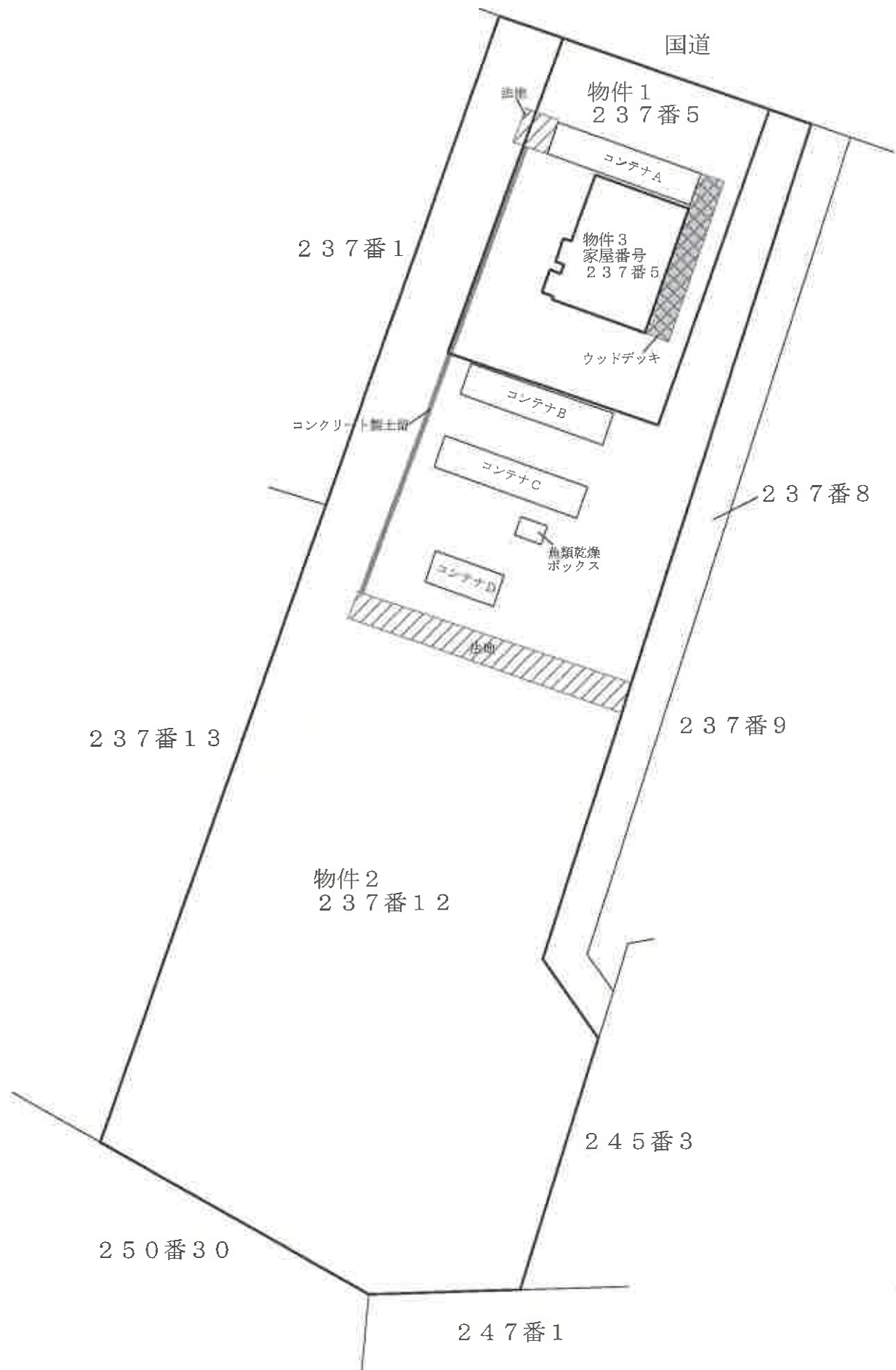
申請人

縮尺

1/500

請求番号：6-2

土地建物位置関係図



間取図

